

## 1 服装・頭髪等の規程

(1) 制服については、ブレザー、スラックス、スカート、Yシャツ、ネクタイ、リボン、ベスト(任意)、セーター(任意)は、いずれも所定のものとする。スカート丈は膝が隠れる程度とする。

指定店で購入すること。違反制服の着用は認めない。

(2) 制服の着用期間については、以下のとおりとする。

- ① 夏衣 …………… 6月～9月
- ② 冬衣 …………… 4月、11月～3月  
(両用期間 ……… 4月、5月、10月、11月)

※状況によって両用期間を変更することもある。

(3) 靴及び靴下については、以下のとおりとする。

- ① 靴は華美にならないこと。
- ② 靴下の色は、白・黒・紺等とし、華美にならないこと。
- ③ 靴下にフリルや飾りのついているもの、ルーズソックス、レッグウォーマーは禁止する。
- ④ ストッキングまたはタイツは、黒・紺等とする。

(4) 通学靴については、学習用具、部活用具等が入る物とする。

(5) 防寒具については、以下のとおりとする。

- ① 登下校に限り、11月～3月までのジャンパー・コート・マフラー・手袋・帽子の使用を認める。
- ② 防寒具は必ずブレザーの上から着用することと、華美にならないこと。
- ③ 校内での着用は原則認めない。

(6) 頭髪等については、以下のとおりとする。

- ① 染色、パーマ、奇抜な髪型等は禁止する。
- ② 器具による特殊な手入れやセット・髪型は認めない。
- ③ 眉毛の剃り込み、整髪料(ワックスやスプレー等)の使用は禁止する。
- ④ 化粧、マニキュアは禁止する。
- ⑤ ピアス、指輪、ネックレス等の装身具、華美な髪飾り等は禁止する。
- ⑥ カラーコンタクト等及びサングラス等の使用は禁止する。

## 2 自転車通学の規程

(1) 自転車通学については許可制とする。許可された生徒は交通ルールを守り危険防止に努めること。

(2) 許可条件は、原則として新宮～宇久井より通学している生徒とする。但し、その他の地域でも特別の事情があれば許可する場合があるので、担任や学校に届け出て許可を得ること。

(3) 使用自転車には学校指定のシール(100円)を貼付し、所定の場所(駐輪場)に置き、施錠すること。(自転車を変えた場合は再度許可申請をすること)

(4) 自転車通学状況の悪い生徒は、許可を取り消すこともある。

(5) 自他の安全のために、ヘルメットを着用するように努めること。

### 3 列車通学の心得

- (1) 駆け込み乗車をしないように、時間に余裕を持って駅に行くこと。
- (2) 線路上を歩かないこと。また、踏切で警報機が鳴った場合は、絶対に横断をしないこと。
- (3) プラットホームでは他者や電車の通行の妨げにならないようにすること。また、悪ふざけやプラットホームから足を垂らして座る等、危険行為は絶対にしないこと。
- (4) 駅まで自転車利用の生徒は、必ず所定の駐輪場に置き施錠すること。
- (5) その他、駅利用マナー、列車乗降や列車利用マナーの向上に努めること。

### 4 運転免許取得の規程

- (1) 普通自動車、原動機付き自転車、普通自動二輪の免許取得は届出制とする
- (2) 免許取得までの手順については、以下のとおりとする。
  - ① 生徒は担任に免許を取得することを伝えること。
  - ② 免許を取得した生徒は、[運転免許取得届]に必要事項を記入し、生徒指導部に提出すること。
- (3) 自動車学校等への入校及び通学については、以下のとおりとする。
  - ① 学校生活や学業が最優先であること。
  - ② 学校授業時間に、入校及び通学をしないこと。
  - ③ 特に3年生は進路に関わる用件等を第一に考え、自動車学校等への通学予定を組むこと。
  - ④ 考査期間中の自動車学校への通学は禁止とする。
- (3) 注意点
  - ① 普通自動車、原動機付き自転車、普通自動二輪車での学校への登下校は認めない。[禁止]
  - ② 親戚や友人宅、または近隣の商業施設等へ駐車しての登下校も認めない。[禁止]
  - ③ 学校が実施する交通安全指導講習に参加すること。
  - ④ 交通法規・交通マナーを守り、安全運転に努めること。
  - ⑤ 運転に関するトラブル等については、学校は一切その責任を負わない。

### 5 アルバイトの規程

- (1) アルバイトは届け出制とする。

アルバイトを行うにあたっては、生徒は保護者と十分に話し合い、目的を持ってアルバイト計画を立て、学校生活がより充実できるように取り組むこと。
- (2) 届出の手順については、以下のとおりとする。
  - ① 保護者とよく相談すること。
  - ② アルバイト先が決定したら[アルバイト届]に必要事項を記入し担任に提出すること。

- ③ 担任は〔アルバイト届〕を生徒指導部に提出すること。

### (3) 注意点

- ① 学校生活や学業が最優先であるため、考査期間中（考査発表日から考査終了まで）のアルバイトは禁止とする。
- ② 業務の終わる時間は21時を目安とすること。  
県条例 22 条により、夜間(22時～4時までの間に) 正当な理由のない、青少年だけの外出は補導の対象となる。
- ③ アルバイトのシフトは計画的に立てること。
- ④ パチンコ店や接待を要する飲食店など、高校生の立ち入りが禁止されている場所ではしないこと。
- ⑤ アルバイトに関するトラブル等については、学校は一切その責任を負わない。

## 6 その他

### (1) 通学（登校・下校）については、以下のことを守ること。

- ① 必ず学校指定の制服を着用すること。
- ② 生徒証を常に携行すること。
- ③ 交通規則、交通マナーを守り、交通安全に努めること。
- ④ 始業5分前までに登校することを心がけること。
- ⑤ 電車やバス利用の場合は、車内や駅、停留所における言動に注意し、常に良識ある態度をとること。

### (2) 学校生活については、以下のことを守ること。

- ① 登校後は無断で外出してはならない。必要のある場合には学級担任の許可を受けること。
- ② 遅刻、中抜け、授業妨害等はしない。
- ③ 校内の施設・器具を大切に扱い、落書きをしたり故意に壊したりしてはならない。
- ④ 校舎内外に配置された防火施設・器具などに緊急時以外は触れてはならない。
- ⑤ 不必要な物を学校内に持ち込まない。
- ⑥ 携帯電話、スマートフォンの持ち込みは原則禁止とする。
- ⑦ 友人とは、節度を重んじ、互いを尊重する態度で接すること。
- ⑧ 自他の人権を尊重し、差別やいじめを許さない態度を養うこと。
- ⑨ 節度ある態度、礼儀にかなった動作を身につけるように心がけること。
- ⑩ 日常の行動においては、規則や指示等をよく守り、責任ある行動をすること。

### (3) 校外生活については、以下のことを守ること。

- ① 夜間の外出は極力さげ、特に、深夜（22時～4時）の外出は保護者同伴に限る。  
ただし、下記の場所へは保護者同伴でも（22時～4時）の立ち入りはできない。  
（県条例に基づく）  
カラオケボックス、映画館、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場等  
※たとえ18歳以上であっても、高校生であれば補導の対象となる。
- ② 高校生としてふさわしくない娯楽場（パチンコ店等）に出入りしない。